

再委託に関する取扱い

財務部契約課

令和3年8月27日制定

1. 目的

本取扱いは、役務提供契約基準第5に規定する再委託に関し、その適正な運用について定めるものである。

2. 用語の定義

・再委託

発注者から業務を委託された受注者が、その業務の全部又は一部を第三者に行わせること。

・一括再委託

再委託のうち、発注者から業務を委託された受注者が、その業務の全部又は主たる部分を第三者に行わせるもの。

◇一括再委託として指定する「主たる部分」の考え方

ア 当該業務の目的を達成するために必要不可欠な業務

イ 当該業務における基本的又は中心的なものに位置付けられる業務

※主たる部分の例は、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等。

ウ 上記ア、イで判別できない場合は、再委託の合計金額が契約金額の二分の一以上又は再委託の一業務当たりの金額が500万円以上のいずれかの金額に相当する業務

・一部再委託

再委託のうち、発注者から業務を委託された受注者が、一括再委託に該当しない一部の業務を第三者に行わせるもの。

3. 一括再委託の禁止

一括再委託は、原則禁止する。ただし、あらかじめ発注者に一括再委託先の住所、氏名、一括再委託の内容、一括再委託の必要性及び金額等が記載された書面を提出し、承諾を受けることにより一括再委託を認める。

4. 運用

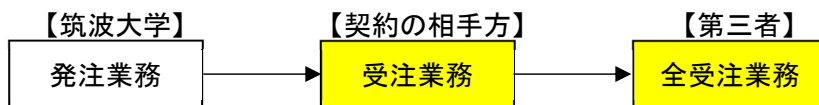
運用にあたっては、役務契約はその形態や内容が多岐に亘り、さらには分業化や専門化などが進んでいる状況もあることから、次のような判断例を示す。

○ 履行内容による判断

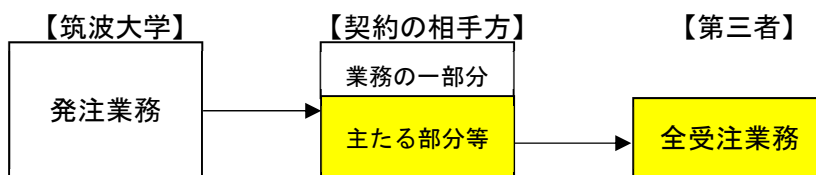
(1) 一括再委託にあたるケース

ア 全ての業務又は主たる部分を第三者（一者）に行わせようとするとき。

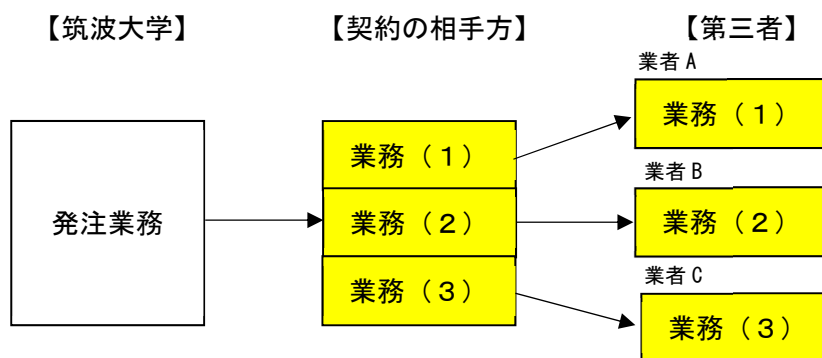
① 一括して全ての業務を第三者に行わせようとするとき。



② 業務の一部は自らが実施するが、主たる部分を第三者に行わせようとするとき。

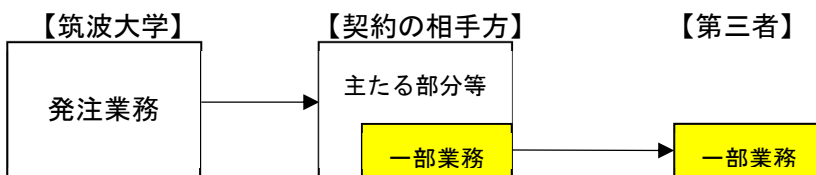


イ 全ての業務を分割して第三者（複数の業者）に行わせようとするとき

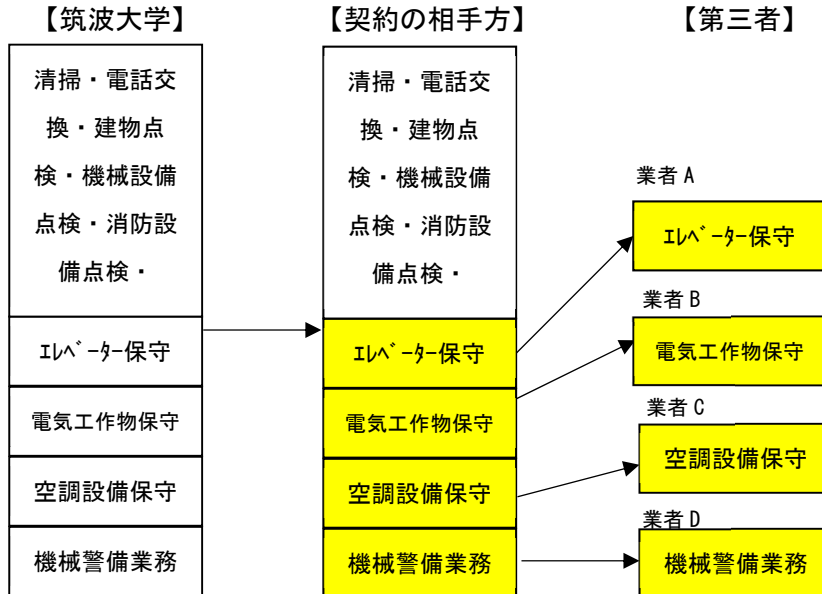


(2) 一括再委託にあたらぬケース

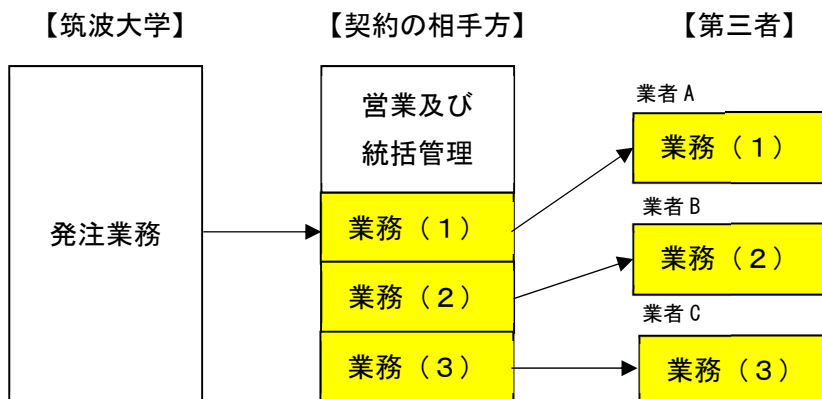
① 業務の一部を第三者に行わせるが、大部分又は主たる部分等は自らが実施するとき。



② 業務の一部を第三者に行わせるが、大部分又は主たる部分等は自らが実施するとき。



③ 業務を細分化して第三者（複数の者）に行わせるが、自らも第三者それぞれの業務実施について、直接の指揮、監督、検査等を行うことで、作業の実施に直接関与するとき。



(3) 再委託先が取引停止措置を受けている場合

国立大学法人筑波大学が発注する契約に係る取引停止の取扱要項（以下、「取扱要項」という。）により、取引停止措置を受けている第三者に再委託することはできない（取扱要項第10）。ただし、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別の事情があると認められる場合など、履行可能な第三者が限定される場合は、取扱要項第7を準用し再委託を可能とする。

5. 一括再委託の承諾手続き

① 契約の相手方は、一括再委託しようとするときは、別紙「再委託承諾申請書」に必要事項を記載し本学契約担当者に提出するものとする。

一般競争入札による契約の場合は、入札書等と共に履行できることを証明する書類として本申請書を提出するものとする。

② 契約担当者は、申請書の内容を審査し、一括再委託が妥当と判断された場合には、契約担当役（専決者）までの決裁を受け、契約担当役名をもって契約の相手方に「再委託承諾書」を交付するものとする。

一般競争入札による契約の場合は、技術審査がある場合は技術審査により、技術審査がない場合は、契約担当者が申請書の内容を審査し、開札伺書等により契約担当役（専決者）までの決裁を受け、落札者に対して「再委託承諾書」を交付するものとする。

6. 一括再委託を承諾しない場合及び一部再委託を禁止する場合

次に該当する場合は、一括再委託の申請を行っても承諾しない。また、承諾を要しない一部再委託についてもこれを禁止するものとする。

① 再委託する第三者が反社会的勢力に該当する者又は反社会的勢力と密接な関係を有する者である場合。

② 契約の相手方が、正当な理由がなく第三者に再委託をする場合。

③ 当該業務が一般競争入札により契約の相手方を決定した場合に、契約の相手方が、競争相手であった入札参加者に業務を再委託する場合。

④ 再委託する第三者が上記4.（3）に規定する取引停止措置を受けている場合

⑤ その他、契約の適正な履行に支障が生じるおそれが高いなど、再委託する相手方として適当でないと判断する場合。

7. 無断で一括再委託等を行った者に対する措置

発注者の承諾を得ずに無断で一括再委託を行った場合又は上記6に該当する第三者に再委託を行った場合は、契約解除、契約解除に伴う違約金の請求及び取引停止措置を講じる場合がある。

○再委託に関するQ & A

【事務のアウトソーシング等の業務委託】

Q 1 : 事務のアウトソーシング等の業務委託で、実際に業務に従事する者が、全て派遣社員である場合、当該業務は再委託に該当するか？

A 1 : 派遣社員が、契約の相手方に派遣されたものである場合は、当該派遣社員への指揮、監督の権限は契約の相手方が持っており、履行の義務が第三者に委託されたわけではないため、再委託には該当しない。